高松市讃岐国分寺跡資料館等
自動販売機管理運営業務仕様書

１　目的

高松市讃岐国分寺跡資料館及び高松市石の民俗資料館の敷地内への自動販売機設置及び管理運営を行う。

２　一般事項

（１）　この仕様書は、自動販売機管理運営業務（以下「業務」という。）に当たって、受注者（設置事業者）が守らなければならない仕様書である。

（２）　この仕様書に明示されないもの又は疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（３）　受注者は、発注者の指示に従い、かつ業務の目的を達するため、最も適切な方法により業務を実施するものとする。

３　設置場所及び台数

（１）　高松市国分寺町国分２１７７番地１
高松市讃岐国分寺跡資料館　屋外１台（資料館東側１台）

（２）　高松市牟礼町牟礼１８１０番地
高松市石の民俗資料館　屋外２台（資料館西側１台及び駐車場１台）

４　業務内容

受注者は、次の各号に掲げる条件により、調達及び管理運営業務の一切を行う。

（１）　販売商品

ア　紙パック・缶容器、ペットボトルの清涼飲料水とし、酒類不可とする。

イ　多様な商品を幅広く取りそろえること。

ウ　商品価格は、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること。

エ　冬季に温かい商品を販売するなど、時節に合った商品対応・見直しを図ること。

（２）　自動販売機の種類等

ア　周囲と調和する外観とし、公共施設での設置に相応しいものであること。

イ　省エネルギータイプのものであること。

ウ　新たに日本銀行券等（紙幣・貨幣）が発行された場合には、新紙幣等に対応できるようにすること。

（３）　管理運営

ア　１週間に１回以上、売上・在庫状況の確認及び代金回収を行うとともに、賞味期限切れ、売切れ、釣銭切れを防ぐこと。

イ　故障・苦情に対して速やかに対応できる体制をとること。また、施設開館日である土曜日・日曜日・祝日にも対応できるよう、事前に連絡先等を報告すること。

ウ　自動販売機に容器回収設備を併設して容器回収に努めるとともに、分別・リサイクルを行うこと。

エ　商品等の搬入等の際には、施設利用者の安全確保に注意すること。

オ　毎月の業務完了後、当該月の売上明細等を速やかに書面によって報告すること。

カ　自動販売機の設置等においては、必要に応じて、自動販売機用電気供給の配線・電源等工事、電気使用量検針用メーター設置等を行うとともに、当該工事等にかかる費用を負担すること。

5　使用料等の納付

受注者は、次に掲げる納付金を指定された期日までに支払わなければならない。

（1）　設置使用料

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例、高松市石の民俗資料館及び石匠の里公園条例の規定により算定した額を年額一括で年度当初に支払うものとする。

（2）　電気使用料

使用月毎の実費とし、高松市が算定した額を支払うものとする。なお、電気使用料算定のため、電気使用量検針用メーターを設置すること。

（3）　販売手数料

販売月毎に、当該売上げに対して販売手数料の率によって算定した額を支払うものとする。